

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領

## (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、松戸市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と比べて不当な差別的取扱い（正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなど）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

## (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、

慣行、観念その他一切のもの。以下この対応要領において同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

#### (監督者の責務)

第4条 職員のうち、職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないうち注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様(状態・様子・内容)等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った

ばあい とう がいと う しよぶん た そち ふ しょくいん  
場合等に該当し、処分その他の措置に付されることがある。職員のうち  
しりつ がっこう きょういん  
市立学校教員においては、きょういくちょう ちほう きょういくぎょうせい そしきおよ うんえい かん  
教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する  
ほうりつ しょうわ ねん がつ にちほうりつだ い ごう だい じょう およ だい  
法律（昭和31年6月30日法律第162号）第39条及び第38  
じょうだい こう きてい もと ちばけん きょういくいんかい ないしん  
条第3項の規定に基づき、千葉県教育委員会へ内申することができる。

#### そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

だい じょう まつどし  
第6条 松戸市に、その職員によるしょうがい りゆう とするさべつ かん しょうがいしやおよ  
びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等  
てきかく たいおう つぎ かか そうだんまどぐち お  
的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

- (1) しょうがいしやぎやくたいぼうし しょうがいしや さべつ そうだん  
障害者虐待防止・障害者差別相談センター
  - (2) しょうがいふくしか  
障害福祉課
  - (3) じんじか  
人事課
  - (4) こうほうこうちようか  
広報広聴課
  - (5) がくむか  
学務課
  - (6) きょういくきかくか  
教育企画課
- 2 ぜんこう きてい そうだんまどぐち そうだん う つける ばあい そうだんしや いし そつう  
前項に規定する相談窓口で相談を受け付ける場合は、相談者との意思疎通  
おこな へいりよ つと そうだんしや おも けいちよう ひつよう おう  
が行えるよう配慮に努め、相談者の思いを傾聴する。また、必要に応じ、  
てきせつ たいおう きかん あんない  
適切な対応機関を案内する。
- 3 そうだん おこな もの てがみ でんわ ちよくせつ ほうもん  
相談を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メール、直接の訪問など  
にんい ほうほう もち そうだん おこな  
任意の方法を用いて、相談を行うことができることとする。
- 4 そうだん きろく しょうがいふくしか しゅうやく まつどし こじんじょうほう ほご かん じょうれい  
相談の記録は、障害福祉課に集約し、松戸市個人情報保護に関する条例  
しょうわ ねん まつどし じょうれいだい ごう したが そうだんしや はいりよ  
（昭和63年松戸市条例第10号）に従って、相談者のプライバシーに配慮  
かんけいしやかん じょうほうきょうゆう はか いご そうだんとう かつよう  
しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとす  
る。
- 5 しょうがいふくしか ひつよう おう そうだんたいせい じゅうじつ はか つと  
障害福祉課は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### けんしゅう けいはつ (研修・啓発)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか しょうくいん たい ひつよう  
第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要

な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、それぞれ、研修を実施するよう努めることとする。
- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、意識の啓発を図るものとする。

#### 附則

この対応要領は、平成28年7月1日から施行する。

# 別紙 障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領に係る留意事項

## 第1 目的

この留意事項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領第2条及び第3条の規定に基づき、職員について必要な留意事項を定めるものとする。

なお、本留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

## 第2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、障害者の家族や支援者に対する不当な差別的取扱いが障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。松戸市においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び松戸市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者やその家族、支援者等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

### 第4 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第3で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

併せて、教育委員会においては、文部科学省作成の同省職員を対象とする職員対応要領（以下、「文部科学省対応要領」という。）及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号。以下、「文部科学省指針」という。）も参考にすることが望ましい。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

○障害があることを理由に窓口対応を拒否する。

○障害があることを理由に対応の順序を後回しにさせる。

- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム、研修会等への出席を拒む。
- 障害があることを理由に施設への入室を拒否したり、条件を付ける。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障害があることを理由に無視をしたり、子ども扱いをすること。
- 障害があることのみを理由に学校への入学手続き、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において障害に関する合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

(不当な差別的取扱いに当たらない具体例)

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者による障害の状況等を確認する。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、特別支援学級において、また、通級による指導を実施する場合において、特別の教育課程を編成する。

第5 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さ

ないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族、支援者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。なお、障害者の家族や支援者に対し合理的配慮を提供しないことが、障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

合理的配慮は、松戸市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でないもの比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第6 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置（それに見合う他の方法等）の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当



たつては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることとなり得る。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害者の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 松戸市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等  
する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることによ  
り障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を  
踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第6 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせず過重な負担を拡大解釈するなど  
して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、  
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者  
等にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なう  
か否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

## 第7 合理的配慮の具体例

第5で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、  
多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第6で示した過重な負担が存在しないこ  
とを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されて  
いる具体例だけに限られるものではないことに留意し、障害者の特性に配慮す  
る必要がある。

また、合理的配慮の具体例については、障害者その他の関係者からの意見  
聴取等を通じ、随時に見直す。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯

スロープを渡すなどする。

- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（前後・左右・距離等）について、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 研修会等を開催する場合には、可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 事務所等が2階にある等、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務所等への移動の補助をする。
- 庁舎内や施設内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 移動に困難のある児童生徒のために、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したり、送迎する保護者等の駐車場を確保したりする。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの

掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

○介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。

○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ(テキスト形式)で提供する。

○聴覚障害者に説明をするときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。

○盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障害のある者)の必要に応じて、可能な範囲でその者のコミュニケーション方法での情報提供及び移動を支援する。

○言語障害などにより、発音が不明瞭である場合は、丁寧に話を聞く。

○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

○比喻表現(たとえによる表現)等が苦手な障害者に対し、比喻(たとえ)や暗喩(たとえるものととえられるものをそれとなく示すこと)、二重否定表現などを用いずに説明する。

○説明をする際には、短くわかりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

○障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。

○障害者から申し出があった際に、送付する文書にルビを付与する、極力ひらがなを用いるなどわりやすく表記する。

○パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。

また、パニック状態の障害者へ可能な限り落ち着ける場所を提供する。

○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。また、会議の資料は、可能な範囲で事前に委員へ送付する。

○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

#### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

○順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えてあとどのくらい待つのか見通しを示したり、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。

○車両乗降場所や駐車場を施設出入口に近い場所へ変更する。

○説明会等において、定期的な休憩を入れたり、障害者から申し出があった際に、可能な限り個別に説明をする時間を設ける。

○車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。

○試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、拡大文字による試験問題の提供を行う。

○点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書を点訳又は拡大したものやテキストデータを渡す。

○聞こえにくさのある児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>に対し、ヒアリング<sup>じゅぎょう</sup>授業の際に、音質<sup>おんしつ</sup>・音量<sup>おんりょう</sup>を調整<sup>ちょうせい</sup>する。

○肢体不自由<sup>したいふじゆう</sup>のある児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>に対し、体育<sup>たいいく</sup>の授業<sup>じゅぎょう</sup>の際に、上<sup>じょう</sup>・下肢<sup>かし</sup>の機能<sup>きのう</sup>に応じてボール運動<sup>おうちう</sup>におけるボールの大きさ<sup>おお</sup>や投げる距離<sup>な</sup>を変えたり、走運動<sup>そうらんどう</sup>における走る距離<sup>はし</sup>を短<sup>きより</sup>くしたり、スポーツ用車椅子<sup>みじか</sup>の使用<sup>ようくるまいす</sup>を許可<sup>しょう</sup>したりする。

○知的発達<sup>ちてきはたつ</sup>の遅れ<sup>おく</sup>により学習内容<sup>がくしゅうないよう</sup>の習得<sup>しゅうとく</sup>が困難<sup>こんなん</sup>な児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>に対し、理解<sup>りかい</sup>の程度<sup>ていど</sup>に応じて、視覚的<sup>お</sup>に分かりやすい教材<sup>しかくてき</sup>を用意<sup>わ</sup>すること。

○日常的<sup>にちじょうてき</sup>に医療ケア<sup>いりよう</sup>を要<sup>よう</sup>する児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>に対し、本人<sup>ほんにん</sup>が対応可能<sup>たいおうかのう</sup>な場合<sup>ばあい</sup>もあることなどを含<sup>ふく</sup>め、配慮<sup>はいりよ</sup>を要<sup>よう</sup>する程度<sup>ていど</sup>には個人差<sup>こじんさ</sup>があることに留意<sup>りゅうい</sup>して、医療機関<sup>いりょうきかん</sup>や本人<sup>ほんにん</sup>が日常的<sup>にちじょうてき</sup>に支援<sup>しえん</sup>を受けている介助者等<sup>かいじょしゃとどう</sup>との連携<sup>れんけい</sup>を図<sup>はか</sup>り、個々<sup>この</sup>の状態<sup>じょうたい</sup>や必要<sup>ひつよう</sup>な支援<sup>しえん</sup>を丁寧<sup>ていねい</sup>に確認<sup>かくにん</sup>し、過剰<sup>かじょう</sup>に活動<sup>かつどう</sup>の制限<sup>せいげん</sup>等<sup>とどう</sup>をしないようにする。

○慢性的<sup>まんせいてき</sup>な病気等<sup>びょうきとどう</sup>のために他の児童生徒等<sup>た</sup>と同じ<sup>じどうせいとどう</sup>ような運動<sup>おな</sup>ができない児童生徒等<sup>うらんどう</sup>に対し、運動量<sup>うらんどうりょう</sup>を軽減<sup>けいげん</sup>したり、代替<sup>だいたい</sup>できる運動<sup>うらんどう</sup>を用意<sup>ようい</sup>したりするなど、病気等<sup>びょうきとどう</sup>の特性<sup>とくせい</sup>を理解<sup>りかい</sup>し、過度<sup>かど</sup>に予防<sup>よぼう</sup>又は排除<sup>はいじょ</sup>をすることなく、参加<sup>さんか</sup>するための工夫<sup>くふう</sup>をする。

○治療等<sup>ちりょうとどう</sup>のため学習<sup>がくしゅう</sup>できない期間<sup>きかん</sup>が生じる児童生徒等<sup>しょう</sup>に対し、学習機会<sup>がくしゅうかい</sup>を確保<sup>かくほ</sup>する方法<sup>ほうほう</sup>を工夫<sup>くふう</sup>する。

○読み・書き等<sup>よ</sup>に困難<sup>こんなん</sup>のある児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>のために、授業<sup>じゅぎょう</sup>でのタブレット端末<sup>たんまつ</sup>等<sup>とどう</sup>のICT機器使用<sup>ききしよう</sup>を許可<sup>きよか</sup>する。

○発達障害等<sup>はったつしょうがいとどう</sup>のある児童生徒<sup>じどうせいと</sup>のため、次<sup>つぎ</sup>のような対応<sup>たいおう</sup>を行<sup>おこな</sup>う。

・人前<sup>ひとまえ</sup>での発表<sup>はっぴよう</sup>が困難<sup>こんなん</sup>な場合<sup>ばあい</sup>、代替措置<sup>だいたいそち</sup>としてレポート<sup>か</sup>を課<sup>か</sup>したり、発表<sup>はっぴよう</sup>を録画<sup>ろくが</sup>したもので学習評価<sup>がくしゅうひようか</sup>を行<sup>おこな</sup>ったりする。

・適切な対人関係<sup>てきせつ</sup>の形成<sup>たいじんかんけい</sup>に困難<sup>けいせい</sup>がある場合<sup>こんなん</sup>、能動的<sup>のうどうてき</sup>な学習活動<sup>がくしゅうかつどう</sup>においてグループ<sup>ぐるーぷ</sup>を編成<sup>へんせい</sup>する時には、事前<sup>じぜん</sup>に伝え<sup>つた</sup>えたり、状況<sup>じょうきよう</sup>に応じて、本人<sup>ほんにん</sup>の意向<sup>いこう</sup>を確認<sup>かくにん</sup>したりする。

・こだわりのある児童生徒等<sup>じどうせいとどう</sup>には、話し合い<sup>はな</sup>や発表<sup>あ</sup>などの場面<sup>はっぴよう</sup>において、

意思<sup>いし</sup>を伝える<sup>つた</sup>ことに時間<sup>じかん</sup>を要<sup>よう</sup>する<sup>ばあい</sup>場合<sup>ばあい</sup>がある<sup>こと</sup>を考<sup>こう</sup>慮<sup>りよ</sup>して、時間<sup>じかん</sup>を十分<sup>じゅうぶん</sup>  
に確保<sup>かくほ</sup>したり個別<sup>こべつ</sup>に<sup>たい</sup>対<sup>おう</sup>応<sup>おう</sup>したりする。